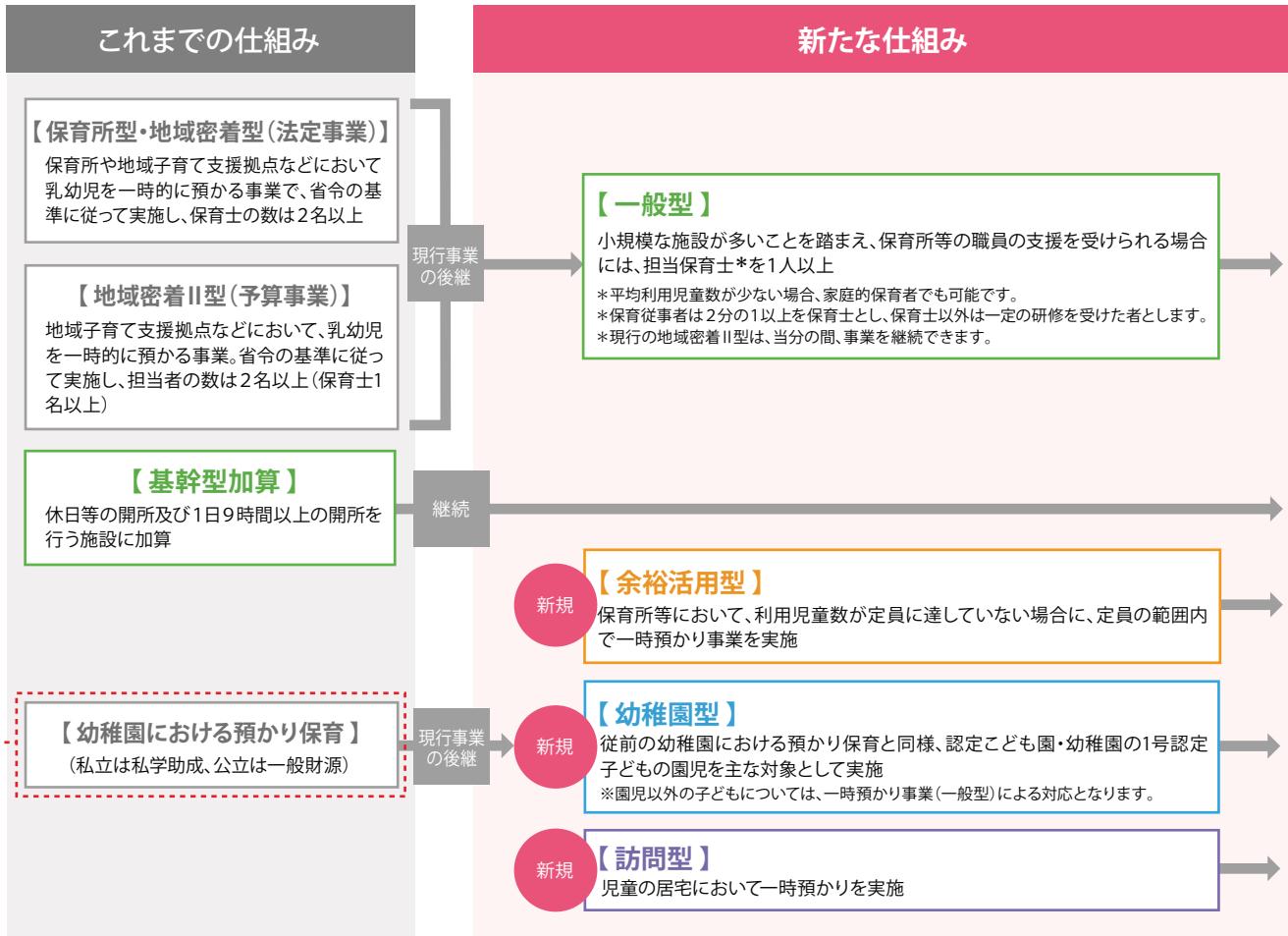


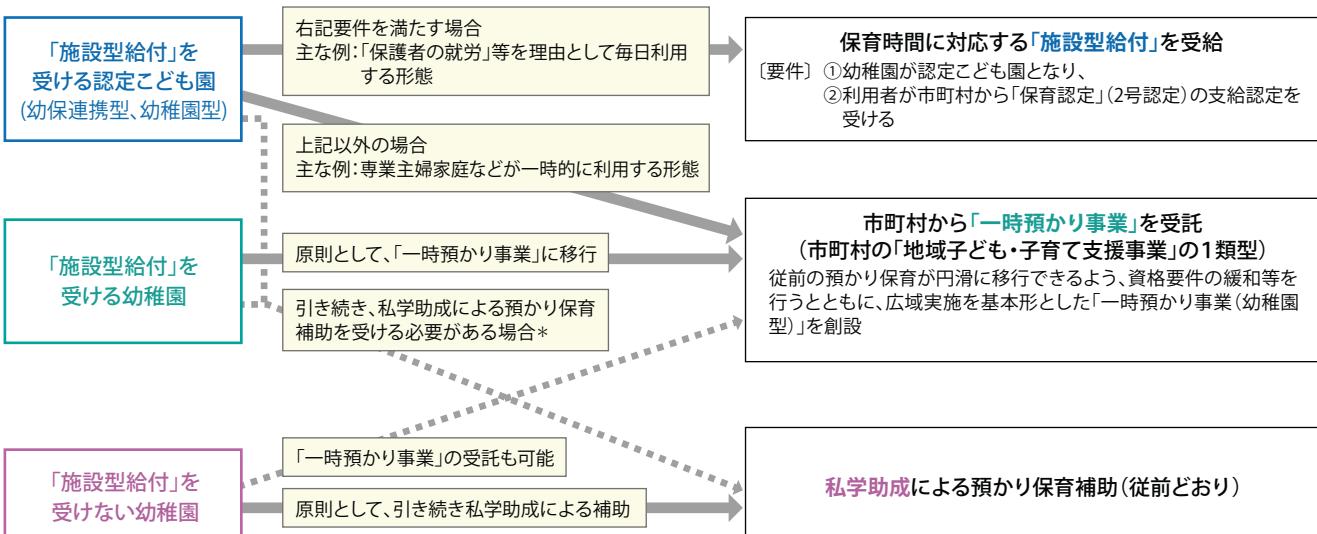
一時預かり事業

■事業実施の形態

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園・幼稚園・保育所等で一時的に預かる事業です。新制度の施行に伴い事業の普及を図るため事業類型等を見直し、一般型(基幹型加算)、余裕活用型、幼稚園型、訪問型の4形態に再編しました。



POINT 「幼稚園における預かり保育」の新制度における取扱いについては、次の表を参考にしてください。



*市町村が認定こども園や幼稚園に「一時預かり事業」を委託しない場合や、従来の「預かり保育」の支援方法との間に大きな差異がある場合など、一時預かり事業への円滑な移行が困難な園に対する経過措置です(ただし、平成26年度に都道府県による私学助成の預かり保育補助を受けていた園に限ります)。

*私学助成を受けることができるのは、原則として、学校法人立の私立幼稚園に限られます。

延長保育事業

■事業内容

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。次の2つの類型があります。

	一般型	訪問型
実施場所	市町村以外が設置する保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、駅前等利便性の高い場所、公共的施設の空き部屋等適切に事業が実施できる施設	当該児童の居宅
対象児童	2号及び3号の認定を受け、市町村以外が設置する保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所を利用する児童	2号及び3号の認定を受け、市町村以外が設置する保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所を利用する児童で以下に該当する場合 ①居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超える場合 ②保育所等の施設における利用児童数が1名となった場合 ※短時間認定児の利用については、標準認定児の利用がない場合に限ります。

病児保育事業

■事業内容

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。次の3つの類型があります。

	病児対応型・病後児対応型	体調不良児対応型	非施設型(訪問型)
事業内容	地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業	保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業	地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業
対象児童	当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから(病後児の場合は、病気の回復期であり)、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であつて、市町村が必要と認めた乳幼児又は小学校に就学している児童	事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となつた児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童	病児及び病後児
実施要件	<ul style="list-style-type: none"> ●看護師等:利用児童おおむね10人につき1名以上配置 保育士:利用児童おおむね3人につき1名以上配置 ●病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設等 	<ul style="list-style-type: none"> ●看護師等を常時1名以上配置(預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度) ●保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所等 	<ul style="list-style-type: none"> ●預かる病児の人数は、一定の研修を修了した看護師等、保育士、家庭的保育者のいずれか1名に対して、1名程度とすること等

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

■事業内容

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図ることを目的とした事業です（小学校6年生までが対象となります）。

【今後の展開】

「放課後子ども総合プラン」（平成26年7月31日策定）において、国全体の目標として、平成31年度末までに、以下の取り組みの実施を目指しています。

- 放課後児童クラブについて、約30万人分の受け皿を新たに整備します。
- 全小学校区（約2万か所）で「放課後子供教室」と一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施します。

■設備および運営に関する基準

児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの質を確保する観点から、放課後児童クラブの設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとなりました。

〈省令で定める主な基準〉 ※「職員」のみが従うべき基準であり、他の事項は参考すべき基準となっています。

支援の目的

支援は、留守家庭の児童が、家庭や地域等との連携の下で、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行うこととします。

設備

専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース）等を設置することとし、面積は児童1人につきおおむね1.65m²以上とします。

職員

放課後児童支援員*を支援の単位ごとに2人以上配置することとします（うち1人を除き、補助員の代替が可能です）。

児童の集団の規模

一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下とします。

開所時間

①土、日、長期休業期間等（小学校授業の休業日）は、原則1日につき8時間以上とします。
 ②平日（小学校授業の休業日以外の日）は、原則1日につき3時間以上とします。
 上記に基づき、その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して事業を行う者が定めることとします。

開所日数

原則1年につき250日以上とし、その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定めることとします。

その他

非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応などについても定めることとします。

*放課後児童支援員とは、保育士、社会福祉士等であり、都道府県知事が行う研修を修了した者です。
 なお、平成32年3月31までの間は、都道府県知事が行う研修を修了予定の者を含みます。

■放課後児童クラブ運営指針

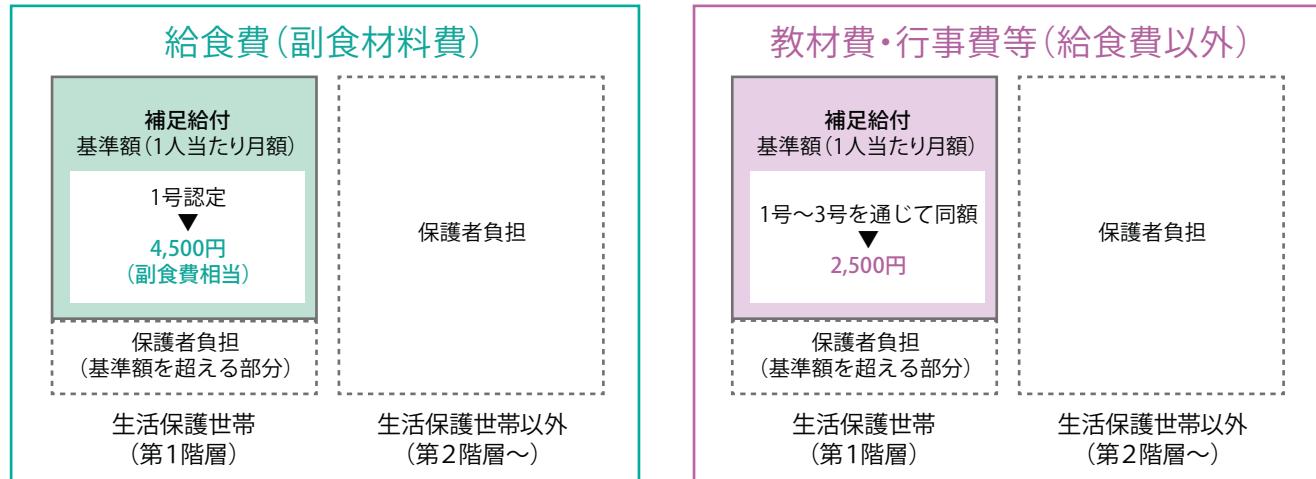
集団の中で子どもに保障すべき生活環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性を確保するため、設備及び運営に関する基準に基づき、より具体的な内容を定めた運営指針を策定しています。

運営指針の詳細は、子ども・子育て本部のホームページに掲載しています。  <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html>

実費徴収に係る補足給付を行う事業

■事業内容

- 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
- 認定区分に応じて対応が異なる給食費(副食材料費)と、それ以外の教材費・行事費等に分けて費用の一部を補助します



COLUMN

「子育て支援員」及び「子育て支援員」研修について

小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要です。このため、地域において子育て支援等の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な子育て支援分野に関しての必要な知識や技術等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図ります。

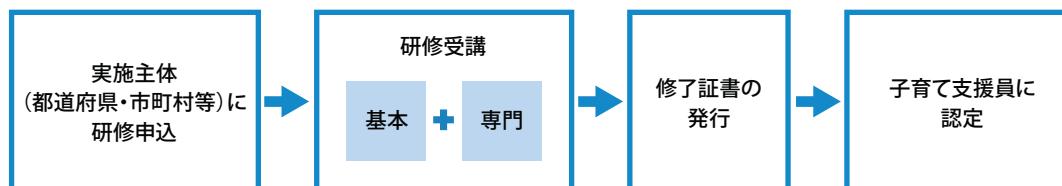


「子育て支援員」とは

- 国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」の交付を受けたことにより、子育て支援員として子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者です。
- 研修内容は各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」により構成され、質の確保を図ります。
- 研修修了者を「子育て支援員」として、研修の実施主体が認定します(この認定は全国で通用します)。



研修受講から認定までの流れ



多様な事業者の参入促進・能力活用事業

■事業内容

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。主な事業内容は次の2つになります。

1 新規参入施設等への巡回支援

目的

「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿の確保や、新制度において住民ニーズに沿った多様な保育の提供を進める際に、多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等の事業者への支援を行い、地域ニーズに即した保育等の事業の拡大を図ります。

事業内容

新規参入事業者に対し、当該施設等における事業の推進状況等に応じて、市町村の支援チームにより、次の①～⑤のいずれか1つ又は複数の事業を実施するものとします。

- ①事業開始前における事業運営や事業実施に関する相談・助言、各種手続きに関する支援等を行う事業
- ②事業開始後、事業運営が軌道に乗るまでの当面の間、保護者や地域住民との関係構築や、利用児童への対応等に関する実地支援、相談・助言等を行う事業
- ③小規模保育事業の連携施設のあわせなど、事業実施に当たっての連携先の紹介等を行う事業
- ④小規模保育事業の連携施設に係る経過措置として、支援チーム自らが連携施設に代わる巡回支援等を行う事業
- ⑤その他、新規参入事業者が円滑に事業を実施できるよう、市町村が適当と認めた事業

支援対象

保育所、小規模保育事業、認定こども園を始め、一時預かりや地域子育て支援拠点事業などの子育て支援事業に新規に参入する事業者であって、市町村において支援が必要と認めた事業者

2 認定こども園特別支援教育・保育経費

目的

多様な事業者による事業実施を促進するため、私学助成(特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員(幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者)の加配に必要な費用を補助することで、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図ります。

実施場所

私立認定こども園

対象となる子ども

次の①～③の要件を満たすと市町村が認める特別な支援が必要な子ども

- ①日々通園し、教育・保育における集団活動に参加することが可能であること
- ②特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当の支給対象であること、又は健康面、発達面において特別な支援が必要であること
- ③下記表(対象となる施設)に掲げる認定こども園の類型に応じた子どもの支給認定の区分に該当する者であること

補助要件

当該認定こども園において、2人以上の障害児(私学助成(特別支援教育経費)または障害児保育事業の対象となる子どもを含む)を受け入れていること

対象となる施設

◎:多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)

○:私学助成(特別支援教育経費) ●:一般財源化前の障害児保育事業



認定こども園		1号	2号	3号
幼保 連携型	学校法人立*1*2	○	○	●
	旧並列型	○	●	●
上記以外		○	●	●
幼稚園型	幼稚園部分が 学校法人立*1	単独型 接続型 並列型	○ ○ ○	○ ○ ○
	上記以外	単独型 接続型・並列型	○ ○	○ ○
	保育所型		○	●
	地方裁量型		○	○

*1 学校法人化のための努力をする園(志向園)を含みます。

*2 学校法人立幼稚園から構成されていた認定こども園が、新制度施行時又は施行後に社会福祉法人へ統合したもの及び学校法人立幼稚園が新制度施行時又は施行後に保育所と統合して社会福祉法人立となつたものは対象外となります。